

6) 地盤沈下

(1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

埼玉県では、地下水の過剰な汲み上げによる地盤沈下の防止を目的として、工業用水法、ビル用水法、埼玉県生活環境保全条例により地下水の採取を規制している。

計画地のある幸手市は、工業用水法、ビル用水法の規制地域には指定されていない。なお、埼玉県生活環境保全条例では第一種指定地域に指定されており、地下水採取規制の許可基準は表 5.1.7-22 に、地下水採取規制地域の状況は図 5.1.7-3 に示すとおりである。

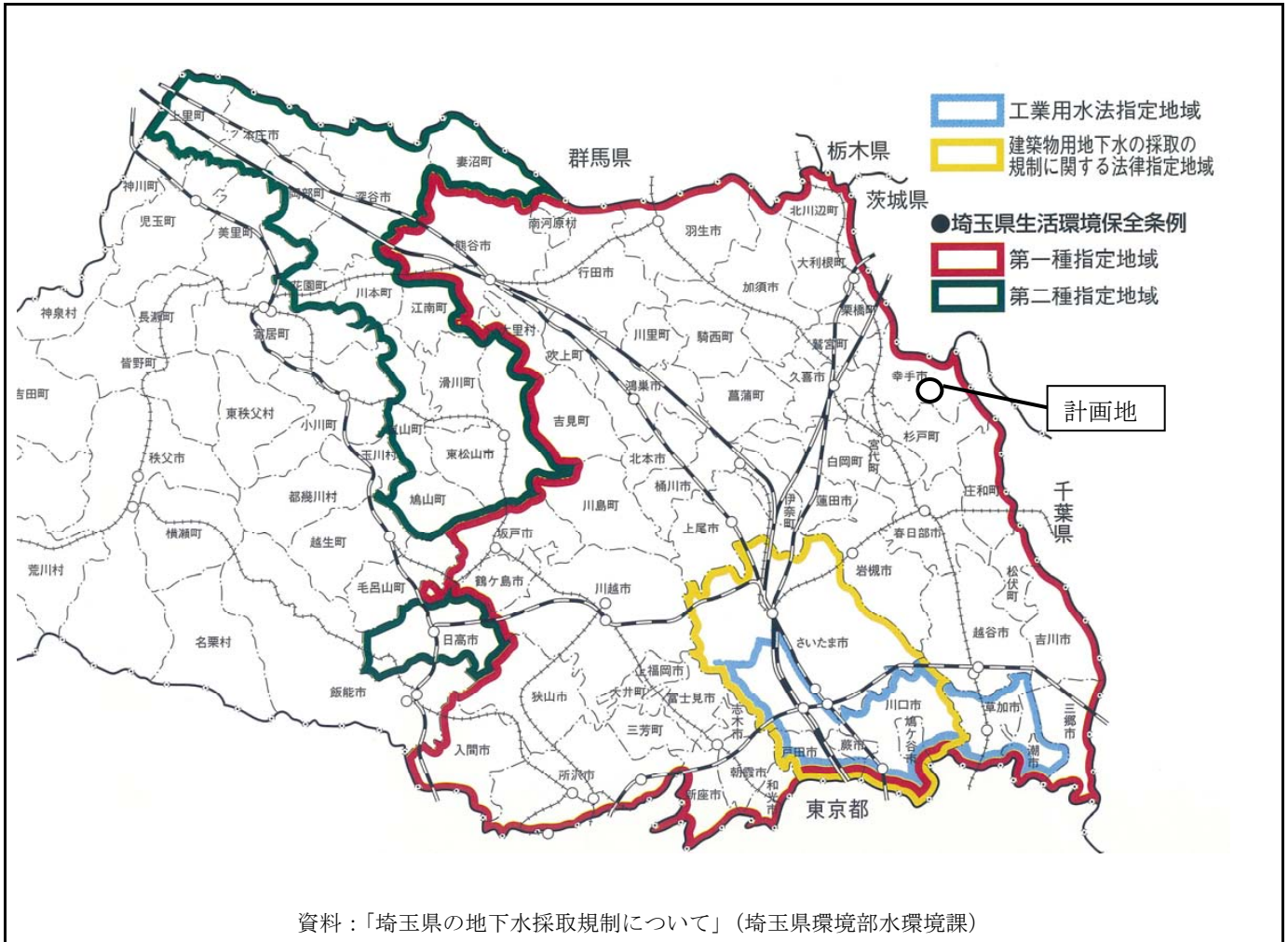


図 5.1.7-3 地下水採取規制地域図

表 5.1.7-22 地下水採取規制の許可基準

対象地域	規制内容	許可・届出基準
第一種指定地域	許可（揚水機の吐出口断面積 6cm ² 超）	① ストレーナーの位置は、650m 以深 ② 揚水機の吐出口断面積 21cm ² 以下
	届出（揚水機の吐出口断面積 6cm ² 以下）	① モーターの定格出力 2.2kW 以下 ② 地下水の採取量 1 日当たり最大 50m ³ 以下
第二種指定地域	届出（揚水機の吐出口断面積 6cm ² 超）	揚水機の吐出口断面積 21cm ² 以下

資料：「埼玉県の地下水採取規制について」（埼玉県環境部水環境課）

7) 悪臭

(1) 公害の防止に関する法令に基づく地域地区の指定状況及び規制基準

埼玉県では、平成 18 年 10 月 1 日から「悪臭防止法」に基づく臭気指数規制を導入しており、計画地が位置する幸手市は図 5.1.7-4 に示すように、臭気指数規制地域（基準値 1）に該当する。

「悪臭防止法」に基づく臭気指数規制基準は表 5.1.7-23 に示すとおりである。「悪臭防止法」に基づく臭気指数規制基準はすべての工場、事業場の敷地境界及び排出口における臭気指数について規制基準が設けられている。

また、埼玉県では、「埼玉県生活環境保全条例」に基づく規制も行われており、悪臭に係る規制地域は図 5.1.7-5 に示すとおりであり、規制基準は表 5.1.7-24 に示すとおりである。「埼玉県生活環境保全条例」に基づく悪臭に係る規制基準は工場の敷地境界及び排出口における臭気濃度の基準が定められている。

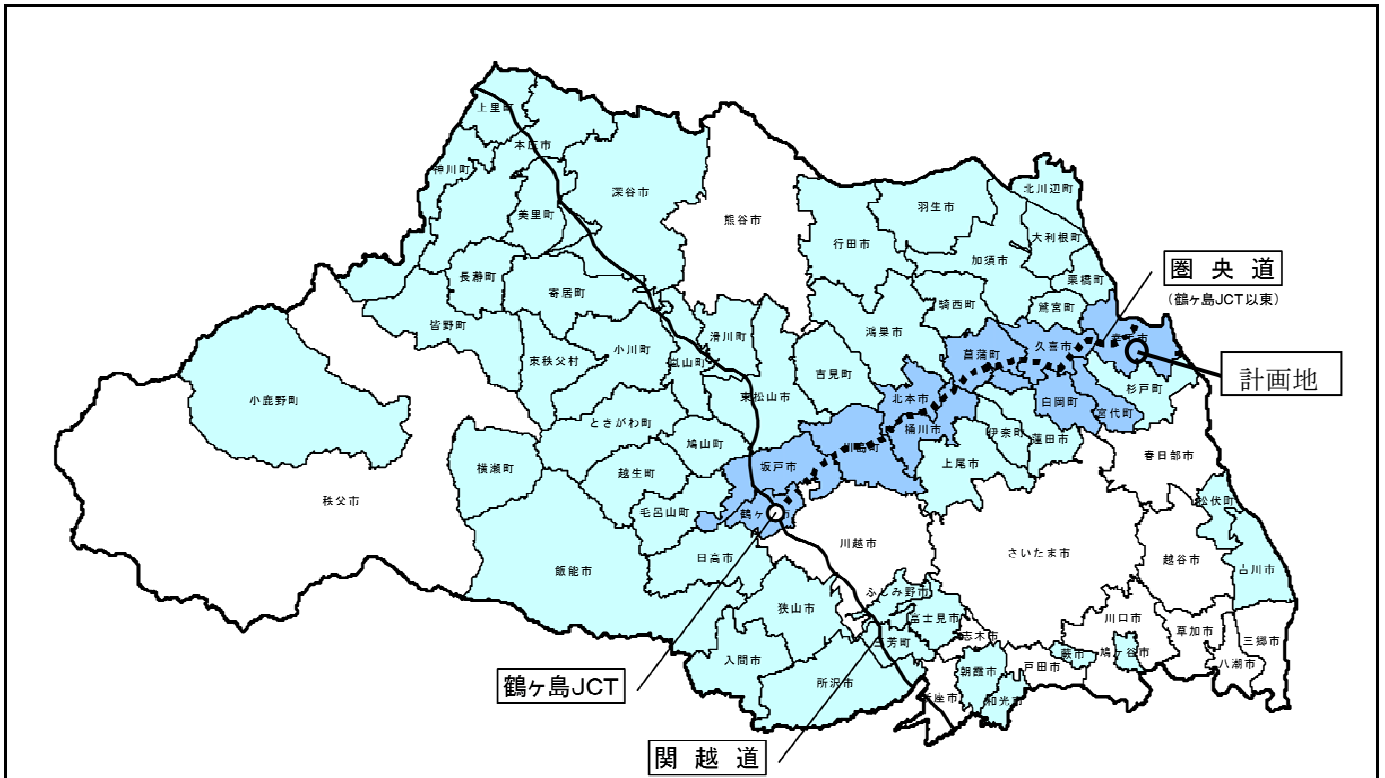


図 5.1.7-4 「悪臭防止法」に基づく規制地域

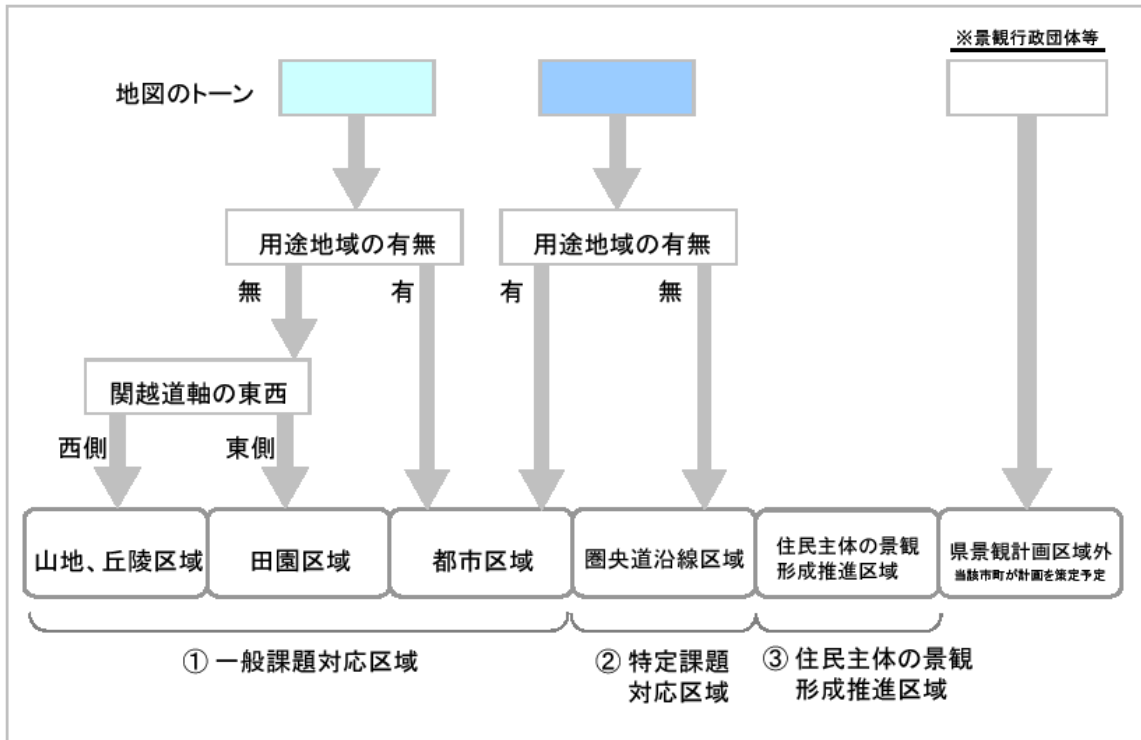
表 5.1.7-23 「悪臭防止法」に基づく臭気指数規制基準

区域区分		基準値	
		基準値 1	基準値 2
A 区域	B、C 区域を除く区域	臭気指数 15	臭気指数 15
B 区域	農業振興地域	臭気指数 18	臭気指数 21
C 区域	工業地域・工業専用地域	臭気指数 18	臭気指数 18

注）臭気指数とは、臭気濃度の値の対数に 10 を乗じた数値である。臭気指数 = $10 \times \log_{10}$ （臭気濃度）
資料：「悪臭防止法（臭気指数規制）」（埼玉県環境部水環境課）



注) 平成19年4月1日における行政区画



資料：「埼玉県景観計画」（平成19年8月、埼玉県都市整備部田園都市づくり課）

図 5.1.7-6 「埼玉県景観計画」に基づく景観計画区域 区分イメージ

9) 廃棄物

持続可能な循環型社会構築の取り組みとして、埼玉県では廃棄物に係る目標（発生抑制、再利用、再生利用・熱回収、適正処分）を掲げ、「第6次埼玉県廃棄物処理基本計画」（平成18年3月、埼玉県環境部）が策定されている。

10) 地球温暖化

地球温暖化防止の取り組みとして、埼玉県では2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量2005年比25%削減することを目標として、「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050（埼玉県地球温暖化対策実行計画）」（平成21年2月、埼玉県環境部温暖化対策課）が策定されている。

11) 自然関係法令等

計画地及びその周辺における自然環境保全に係る法令等による指定の状況は、表5.1.7-25に示すとおりである。

計画地は、地下水採取規制区域、市街化調整区域、農用地区域、景観計画区域（特定課題対応区域）に指定されている。

表 5.1.7-25 計画地及びその周辺の自然関係法令等に基づく指定等の状況

地域その他の対象			指定等の有無		関係法令等
			計画地	計画地周辺地域	
自然保護 関連	自然公園	国立公園	×	×	自然公園法
		国定公園	×	×	
		県立自然公園	×	×	埼玉県立自然公園条例
			×	×	茨城県立自然公園条例
	自然環境 保全地域	原生自然環境保全地域	×	×	自然環境保全法
		自然環境保全地域	×	×	
		自然環境保全地域	×	×	埼玉県自然環境保全条例 茨城県自然環境保全条例
	自然遺産		×	×	世界遺産条例
	緑地	近郊緑地保全区域	×	×	首都圏近郊緑地保全法
		緑地保全地区	×	×	都市緑地保全法
		ふるさとの緑の景観地	×	×	ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例
			ふるさとの並木道	×	
		その他（ふるさとの森等）	×	×	幸手市水と緑の基本計画
			×	×	久喜市緑の基本計画
			×	×	杉戸町緑の基本計画
	×		×		
	動植物 保護	生息地等保護区	×	×	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律
		特別保護区	×	×	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律
		鳥獣保護区	×	×	
		特定猟具使用禁止区域(銃)	×	○	
指定猟法禁止区域		×	×		
登録簿に挙げられている湿地の区域	×	×	ラムサール条約		
国土 防災 関連	急傾斜地崩壊危険区域		×	×	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
	地すべり防止区域		×	×	地すべり等防止法
	砂防指定地		×	×	砂防法
	保安林		×	×	森林法
	河川区域		×	○	河川法
	河川保全区域		×	○	
	土砂災害警戒区域		×	×	土砂災害防止法
	地下水採取規制区域		×	×	工業用水法 建築物用地下水の採取の規制に関する法律
○			○	埼玉県生活環境保全条例 茨城県地下水の採取の適正化に関する条例	
土地利 用関係	市街化区域		×	○	都市計画法
	市街化調整区域		○	○	
	農用地区域		○	○	農業振興地域の整備に関する法律
	地域森林計画対象民有林		×	×	森林法
文化財 保護法	史跡・名称・天然記念物 (国・県・市・町指定)		×	○	文化財保護法
			×	○	埼玉県文化財保護条例
			×	○	茨城県文化財保護条例
			×	○	幸手市文化財保護条例
			×	×	久喜市文化財保護条例
			×	○	杉戸町文化財保護条例
			×	×	五霞町文化財保護条例
景観 保全	風致地区		×	×	都市計画法
	景観計画区域（一般課題対応区域）		×	○	埼玉県景観条例
	景観計画区域（特定課題対応区域）		○	○	
	景観計画区域（景観形成推進区域）		×	×	
	景観形成地区		×	×	茨城県景観形成条例

5.2. 自然的状況

5.2.1. 大気質、騒音、振動、悪臭、気象等の状況

1) 気象

(1) 気温・降水量

幸手市の過去10年間（平成12～21年）における年別の平均気温・降水量は表5.2.1-1に、平成21年の月別の降水量・平均気温は、表5.2.1-2および図5.2.1-1に示すとおりである。

幸手市消防本部の消防統計によれば、幸手市の平成21年の年平均気温は15.5℃、年間降水量は1,249.5mmであり、過去10年間で記録された平均気温・降水量と同程度となっている。また、平成21年における最低気温は-3.8℃（1月）であり、最高気温は36.3℃（7月）を記録している。

表5.2.1-1 幸手市の過去10年間の気温・降水量（平成12～21年）

項目	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
気温（℃）	15.6	15.2	15.4	14.8	16.0	14.9	15.2	15.8	15.3	15.5
湿度（％）	64.7	67.9	65.1	59.3	71.7	71.0	72.1	69.0	69.4	67.3
降水量（mm）	1,326.0	1,143.5	1,220.5	1,181.5	1,483.0	1,187.5	1,552.0	1,135.5	1,459.5	1,249.5

注）降水量は年間総雨量。その他は平均。

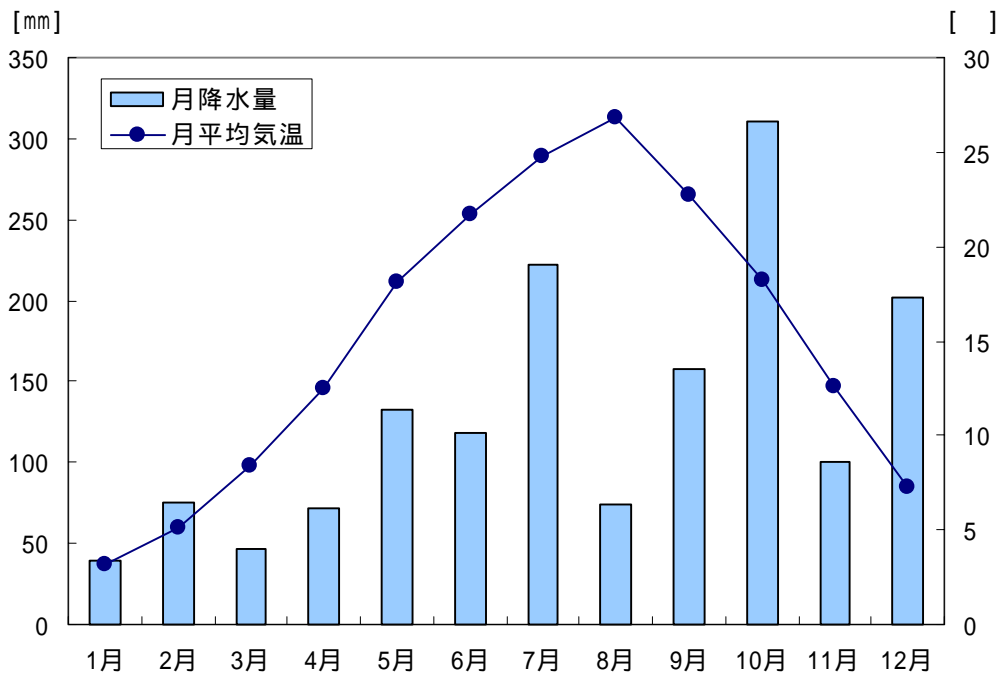
資料：「消防統計 平成22年度版」（平成22年10月、幸手市消防本部）

表5.2.1-2 幸手市の降水量・気温（平成21年）

月	気温（℃）			月平均湿度（％）	月降水量（mm）
	最高	最低	月平均		
1月	15.3	-3.8	4.9	62.0	120.0
2月	22.7	-1.9	6.0	61.9	33.0
3月	23.8	-0.5	8.7	58.9	76.0
4月	26.8	3.6	14.7	61.3	101.0
5月	30.9	10.1	19.7	65.1	95.0
6月	34.4	13.3	22.0	72.9	120.5
7月	36.3	19.6	26.0	72.0	85.5
8月	33.0	17.0	25.6	73.0	191.5
9月	30.1	14.9	22.3	67.6	13.5
10月	26.4	10.6	17.6	70.5	242.5
11月	26.2	2.0	11.8	72.4	110.0
12月	17.3	-2.2	7.1	65.1	61.0
平均、合計	36.3 (年平均)	-3.6 (年平均)	15.5 (年平均)	66.9 (年平均)	1,249.5 (年合計)

注）観測場所は、市役所・本署である。

資料：「消防統計 平成22年度版」（平成22年10月、幸手市消防本部）



注) 観測場所は、市役所・本署
 資料：「消防統計 平成 22 年度版」(平成 22 年 10 月、幸手市消防本部)

図 5.2.1-1 幸手市の降水量・気温 (平成 21 年)

(2) 風向・風速

幸手市の月別の風向・風速は、表 5.2.1-3 に示すとおりである。

幸手市消防本部の消防統計によれば、幸手市の平均風速については月別の変動は小さく、年平均は 2.5m/s で、最大は南 27.9 m/s (10 月) となっている。

表 5.2.1-3 幸手市の風向・風速（平成 21 年）

月	風向・風速 (m/s)		
	平均風速	最大	
		風向	風速
1 月	2.9	WNW	27.8
2 月	2.9	NW	26.9
3 月	3.3	WNW	26.3
4 月	2.8	WNW	21.5
5 月	2.6	W	22.2
6 月	2.2	NNE	17.3
7 月	2.1	SSE	14.7
8 月	2.1	N	15.6
9 月	2.0	W	14.5
10 月	2.3	S	27.9
11 月	1.9	NNE	16.7
12 月	2.5	WNW	21.2
年平均	2.5	—	—

注) 観測場所は、市役所・本署である。

資料：「消防統計 平成 22 年度版」（平成 22 年 10 月、幸手市消防本部）

2) 大気質

計画地及びその周辺には、表 5.2.1-4、図 5.2.1-2 に示す大気測定局があり、大気質の状況を測定している。

表 5.2.1-4 計画地周辺の大気測定局

測定局区分	測定局名	所在地	測定項目								
			二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	二酸化窒素	光化学オキシダント	炭化水素	一酸化炭素	風向風速	温度湿度	日射量
一般環境大気測定局	幸手	幸手市幸手 2262 (市所有地)	○	○	○	○	○		○	○	
	久喜	久喜市江面 85 (久喜南中学校)		○	○	○			○		
自動車排出ガス測定局	久喜本町	久喜市本町 7-913-1 (市所有地)		○	○		○		○		

注 1) 久喜及び久喜本町は図の表示範囲外である。

資料：「測定項目一覧」（埼玉県の大气状況 HP）

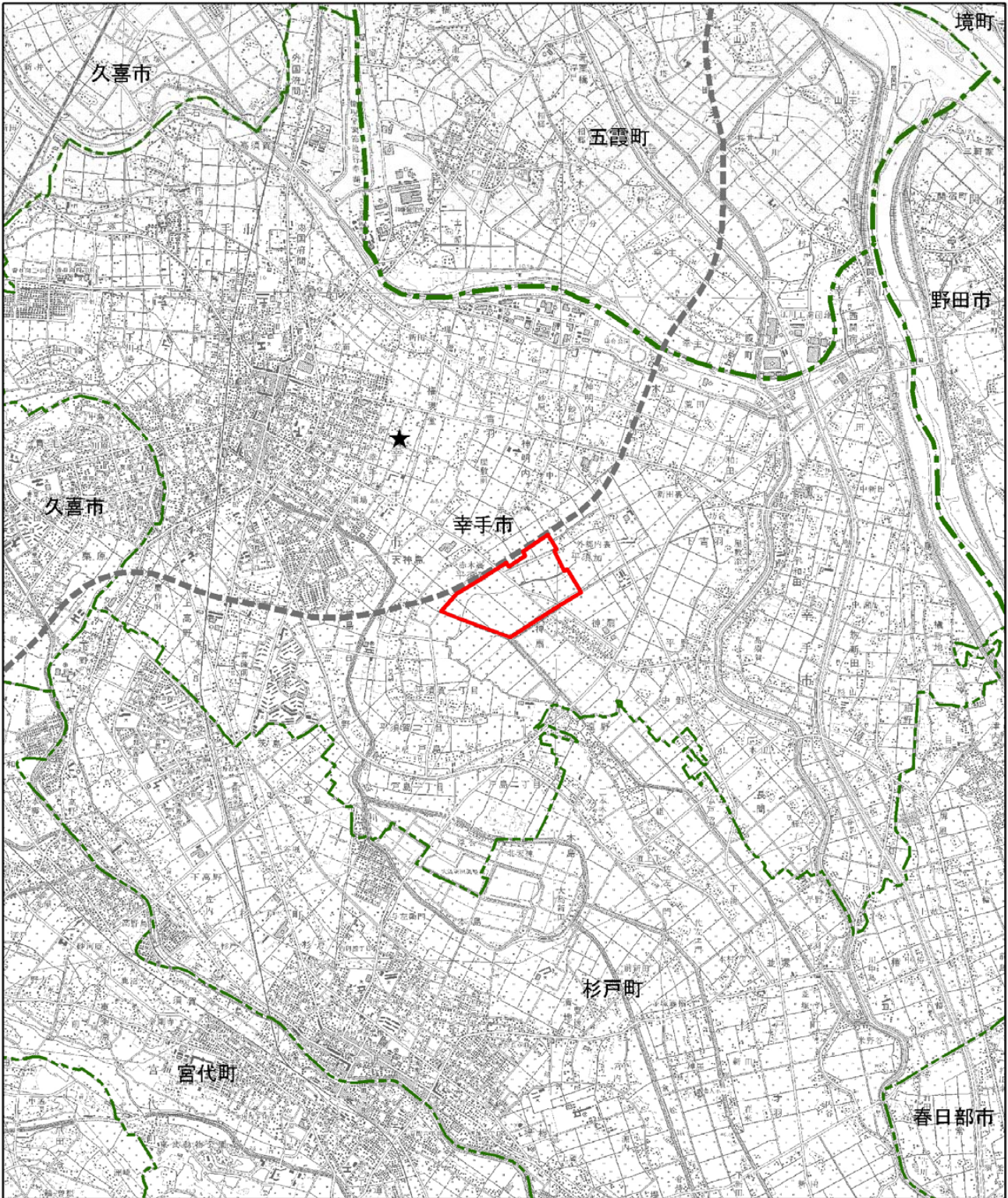




図 5.2.1-2 大気測定局


凡例

 計画地

 幸手一般環境大気測定局

 県境界

 各市町村の行政界

 圏央道(計画)

資料：埼玉県の大気状況（埼玉県HP）

1:50,000

0 500 1,000 m



(1) 二酸化窒素

計画地及び周辺の大気測定局の二酸化窒素測定結果は、表 5.2.1-5 に示すとおりである。

3 測定局の結果とも環境基準（1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること）を達成している。

表 5.2.1-5 二酸化窒素の測定結果（平成 21 年度）

測定局区分	測定局名	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間 98%値 (ppm)	環境基準 達成：○ 未達成：×
一般環境 大気測定局	幸手	0.014	0.029	○
	久喜	0.018	0.037	○
自動車排出 ガス測定局	久喜本町	0.031	0.051	○

注 1) 久喜及び久喜本町は図の表示範囲外である。

資料：「常時監視測定データ」（埼玉県の大気状況 HP）

(2) 浮遊粒子状物質

計画地周辺の大気測定局の浮遊粒子状物質測定結果は、表 5.2.1-6 に示すとおりである。

3 測定局の測定結果のうち久喜測定局では環境基準（長期的基準：日平均値の 2%除外値が 0.10mg/m³ 以下、短期的基準：1 時間値の最高値が 0.20mg/m³ 以下）を達成しているが、幸手と久喜本町では、短期的評価において非達成となっている。

表 5.2.1-6 浮遊粒子状物質の測定結果（平成 21 年度）

測定局区分	測定局名	年平均値 (mg/m ³)	日平均値の 2%除外値 (mg/m ³)	環境基準 達成：○ 未達成：×	
				長期的評価	短期的評価
一般環境 大気測定局	幸手	0.033	0.059	○	×
	久喜	0.030	0.065	○	○
自動車排出 ガス測定局	久喜本町	0.027	0.058	○	×

注 1) 久喜及び久喜本町は図の表示範囲外である。

資料：「常時監視測定データ」（埼玉県の大気状況 HP）

(3) 苦情の状況

苦情件数は、表 5.2.1-7 及び図 5.2.1-3 に示すとおりである。

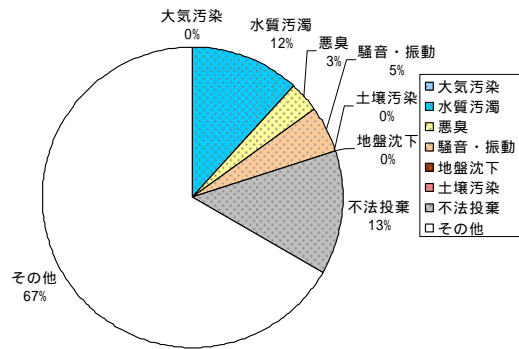
幸手市の大気汚染に関する苦情件数は 0 件であり、久喜市は 26 件、杉戸町は 28 件、五霞町は 4 件であった。

なお、大気汚染に関する苦情の大半は野外焼却（適切な焼却施設を用いないで、廃棄物を直接焼却する行為）や小型焼却炉の使用に対するものである。

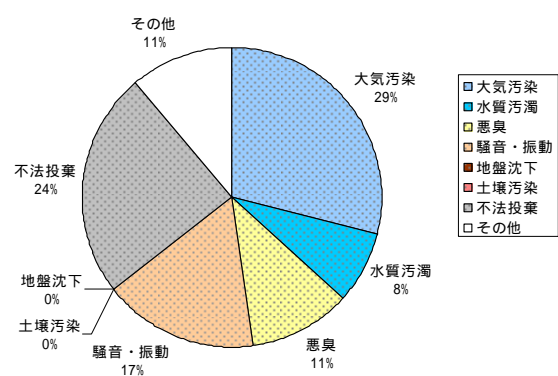
表 5.2.1-7 計画地周辺市町における苦情件数

市 町	大気汚染	水質汚濁	悪臭	騒音・振動	地盤沈下	土壌汚染	不法投棄	その他	合計
幸手市	0	7	2	3	0	0	8	40	60
久喜市	26	7	10	15	0	0	22	10	90
杉戸町	28	1	15	9	0	1	34	82	170
五霞町	4	5	20	1	0	0	36	64	130

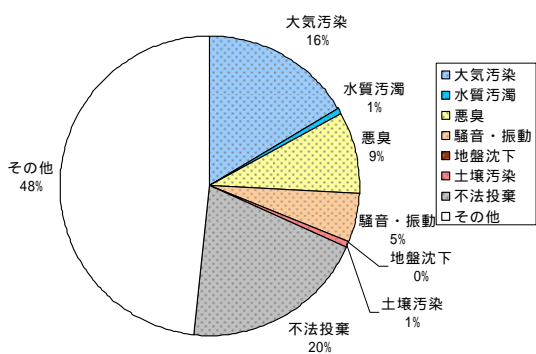
注 1) 幸手市については、埼玉県幸手市環境課へのヒアリングによる平成 20 年度の情報である。
 注 2) 久喜市については平成 19 年度の情報である。
 注 3) 杉戸町については、埼玉県杉戸町役場環境課へのヒアリングによる平成 19 年度の情報である。
 注 4) 五霞町については、茨城県五霞町役場建設環境課へのヒアリングによる平成 20 年度の情報である。
 資料: 「久喜市の環境 平成 20 年版 (No.21)」(平成 20 年 12 月、久喜市)



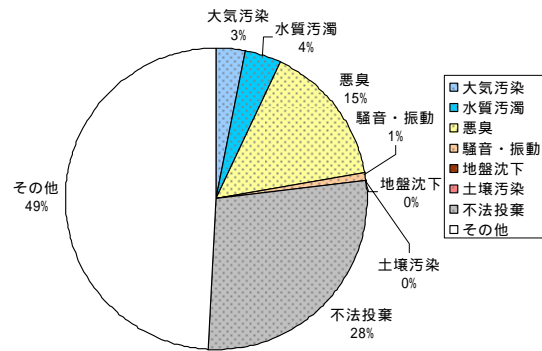
幸手市 (平成 20 年度)



久喜市 (平成 19 年度)



杉戸町 (平成 19 年度)



五霞町 (平成 20 年度)

図 5.2.1-3 苦情件数の割合

3) 騒音

(1) 騒音の状況

計画地及びその周辺の主要幹線道路沿道の道路交通騒音測定結果は、表 5.2.1-8 に示す国道 4 号の 1 箇所である（測定地点は図 5.2.1-4 参照）。

環境基準は、昼間は達成しているが夜間は達成していないという状況である。

表 5.2.1-8 騒音測定結果

路線名	測定地点 の住所	環境基準 類型	車線 数合計	幹線道路 の近接区 間	測定開始 年月日	測定終了 年月日	等価騒音レベル (dB)				環境基準 適合状況	交通量 (台/10分)	
							昼間	環境基準 達成	夜間	環境基準 達成		昼間	夜間
国道 4 号	幸手市大字 内国府間 798	B	2	○	1/22	1/23	69	○	67	×	×	221	46
県道 幸手久喜線 注 3)	久喜市久喜 北 2-11	B	2	○	12/3	12/4	68	○	64	○	○	-	-

注 1) 車線数は上下線の合計を示す。

注 2) 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

注 3) 県道幸手久喜線は図の表示範囲外である。

注 4) 国道 4 号は平成 19 年度、県道幸手久喜線は平成 20 年度の結果である。

資料：「平成 19 年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（埼玉県環境部水環境課）
「平成 20 年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」（埼玉県環境部水環境課）

(2) 苦情の状況

幸手市における騒音・振動に関する苦情件数 3 件であり、苦情全体の約 5%を占めている（表 5.2.1-7 及び図 5.2.1-3 参照）。なお、久喜市は 15 件、杉戸町は 9 件、五霞町は 1 件であった。

なお、騒音に関する苦情の多くは、工事現場や事業所からの騒音、特に早朝や夜間の騒音に対するものである。

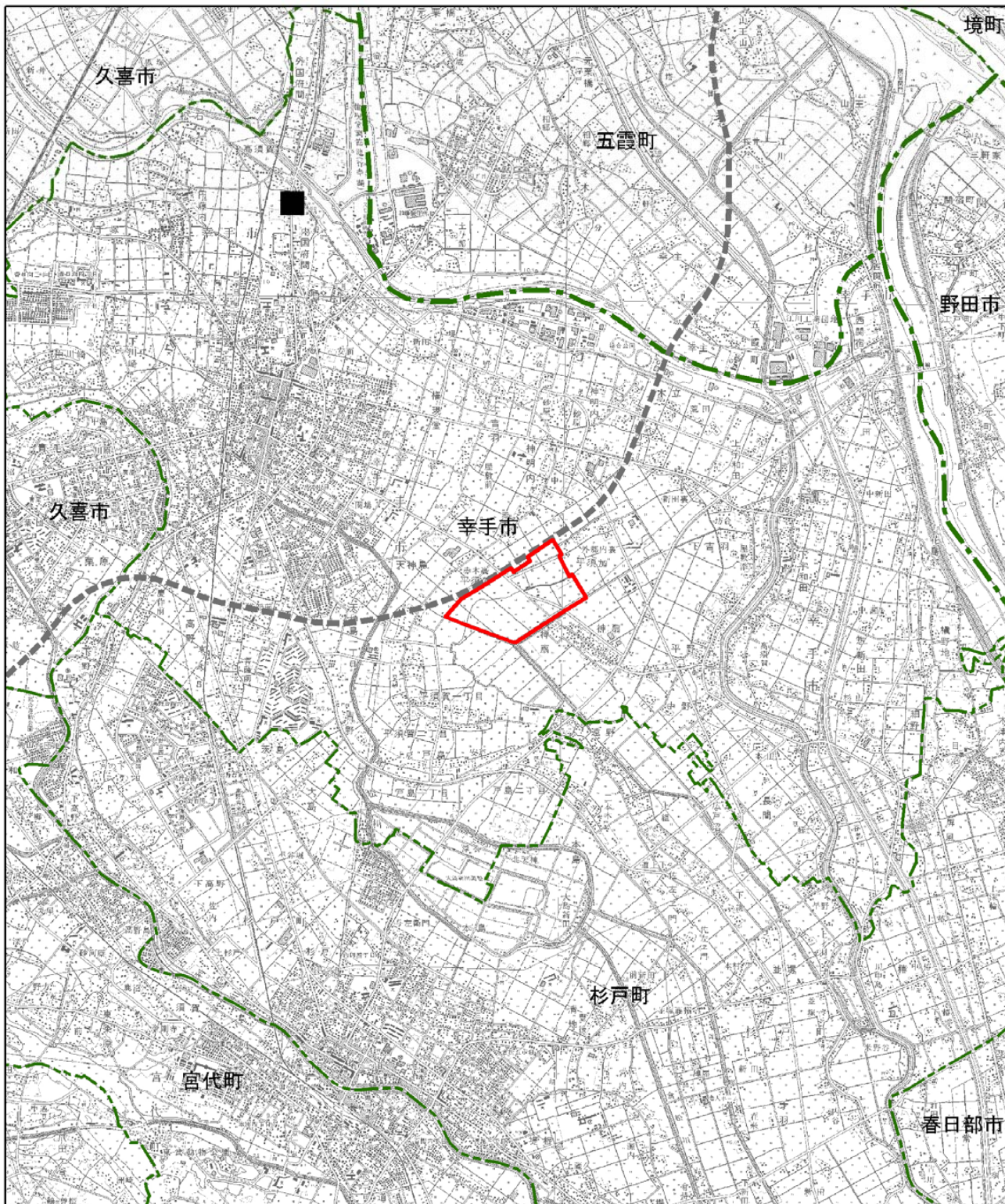


図 5.2.1-4 騒音測定地点

凡例

- 計画地
- 県境界
- 各市町村の行政界
- 圏央道(計画)
- 騒音測定地点

資料：「平成19年度 自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」
(埼玉県環境部水環境課)

1:50,000

0 500 1,000 m



4) 振動

(1) 振動の状況

計画地及びその周辺の主要幹線道路沿道の道路交通振動測定結果は、表 5.2.1-9 に示すとおりである。

要請限度との比較において、測定結果は基準値を達成している。

表 5.2.1-9 振動測定結果

路線名	測定地点 の住所	区域 区分	車 線 数 合 計	測 定 開 始 月 日	測 定 終 了 月 日	振動 レベル		交通量 (台/10分)	
						昼 間	夜 間	昼 間	夜 間
県道 幸手久喜線	久喜市久喜北 2-11	第1種 区域	2	12/3	12/4	42	35	—	—

注1) 車線数は上下線の合計を示す。

注2) 時間の区分は、昼間を午前8時から午後7時までの間とし、
夜間を午後7時から翌日の午前8時までの間とする。

資料：「平成20年度自動車交通騒音・道路交通振動実態調査結果」(埼玉県環境部水環境課)

(2) 苦情の状況

幸手市における騒音・振動に関する苦情件数3件であり、苦情全体の約5%を占めている(表 5.2.1-7 及び図 5.2.1-3 参照)。なお、久喜市は15件、杉戸町は9件、五霞町は1件であった。

なお、振動のみの苦情は少なく、騒音と関連している場合が多くを占めている。

5.2.2. 水質、底質、水象等の状況

1) 水質

(1) 水質の状況

a) 河川

計画地近傍を流れる中川（道橋、行幸橋）、大落古利根川（杉戸古川橋）、利根川（栗橋）、江戸川（関宿橋）の測定地点の概要は表 5.2.2-1 に、測定地点は図 5.2.2-1 に示すとおりである。

中川（行幸橋、道橋）、大落古利根川（杉戸古川橋）の環境基準の類型は C であり、利根川（栗橋）、江戸川（関宿橋）の環境基準の類型は A である。

これらの地点における水質測定結果（平成 20 年度の生活環境項目の 75%値）は表 5.2.2-2 に示すとおり、利根川（栗橋）及び江戸川（関宿橋）において大腸菌群数が環境基準を達成していないが、その他の項目については環境基準を達成している。

なお、健康項目については全ての地点で環境基準を達成している。

表 5.2.2-1 測定地点の概要

番号	河川名	測定地点	所在地	類型	測定機関
1	利根川	栗橋	茨城県古河市 栗橋町	A	国土交通省
2	中川	道橋	大和町 加須市	C	埼玉県
3	中川	行幸橋	幸手市	C	埼玉県
4	江戸川	関宿橋	千葉県野田市 幸手市	A	国土交通省
5	大落古利根川	杉戸古川橋	杉戸町	C	埼玉県

注 1) 栗橋及び道橋は図の表示範囲外である。

資料：「平成 20 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県環境部水環境課）

なお、栗橋及び道橋は図の表示範囲外である。

表 5.2.2-2 水質測定結果（生活環境項目）

番号	測定地点	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
		—	mg/l	mg/l	mg/l	MPN/100ml
1	栗橋	7.5 (6.5 以上 8.5 以下)	1.2 (2 以下)	22 (25 以下)	8.0 (7.5 以上)	110,000 (1000 以下)
2	道橋	7.4 (6.5 以上 8.5 以下)	3.8 (5 以下)	27 (50 以下)	7.1 (5 以上)	— (—)
3	行幸橋	7.3 (6.5 以上 8.5 以下)	3.3 (5 以下)	29 (50 以下)	6.3 (5 以上)	— (—)
4	関宿橋	7.6 (6.5 以上 8.5 以下)	1.8 (2 以下)	13 (25 以下)	8.4 (7.5 以上)	33,000 (1000 以下)
5	杉戸古川橋	7.5 (6.5 以上 8.5 以下)	3.3 (5 以下)	32 (50 以下)	7.1 (5 以上)	— (—)

注 1) 括弧内の数値は、該当する各類型の環境基準を示す。

注 2) ■ は、環境基準を満たしていないことを示す。

注 3) 栗橋及び道橋は図の表示範囲外である。

資料：「平成 20 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県環境部水環境課）

b) 地下水の状況

幸手市には埼玉県が設置・管理している地下水観測井が2箇所あり、地下水位等を常時測定している。

観測井の諸元表は、表 5.5.2-3 に、地下水位の調査結果は表 5.5.2-4 に示すとおりである。

表 5.2.2-3 幸手観測井の諸元表

地点番号	観測井名称	所在地	設置者	管理者	スレーパー 深度	井戸 構造	口径	管頭高 H21.1.1	地盤高 H21.1.1	観測 開始
					(m)		(mm)	TP(m)	TP(m)	
①	幸手 1号井	幸手市大 字木立 1830-37	埼玉県	埼玉県	250-256	単管	200	11.64	10.82	H8.4
	272-283				11.63					
②	幸手 2号井				89-95 122-128 139-145					

資料：「平成 21 年 地盤沈下・地下水位観測年報」（埼玉県環境部水環境課）

表 5.2.2-4 幸手観測井の地下水位表

単位：m

観測井 名称	観測 年	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	実測 平均
		幸手 1号井	H21	26.00	25.53	25.29	25.22	25.31	25.50	25.75	26.19	27.00	26.70	
	H20	27.10	26.74	26.50	26.27	26.20	26.64	26.70	26.83	26.99	26.50	26.41	26.29	26.60
幸手 2号井	H21	12.96	12.73	12.62	12.50	12.89	13.34	13.42	13.90	14.66	13.86	13.49	13.11	13.29
	H20	13.95	13.82	13.55	13.25	13.20	13.70	13.75	13.85	13.99	13.46	13.35	13.14	13.58

資料：「平成 21 年 地盤沈下・地下水位観測年報」（埼玉県環境部水環境課）

(2) 苦情の状況

幸手市における水質汚濁に関する苦情件数は 7 件で、苦情全体の約 12%を占めている（表 5.2.1-7 及び図 5.2.1-3 参照）。

2) 底質

(1) 底質の状況

計画地及びその周辺を流れる中川（道橋）、利根川（栗橋）の底質測定結果は表 5.2.2-5 に示すとおりであり、底質の暫定除去基準を超える値はみられない。

表 5.2.2-5 底質測定結果

項目	②道橋 (H20. 11. 12)	④栗橋 (H20. 09. 10)	底質の暫定除去基準
カドミウム (mg/kg・乾泥)	0.50	0.08	—
鉛 (mg/kg)	14.0	5.7	—
六価クロム (mg/kg)	ND	ND	—
砒素 (mg/kg)	17.0	6.4	—
総水銀 (mg/kg)	0.38	0.01	25 以上
アルキル水銀 (mg/kg)	ND	—	—
PCB (mg/kg)	ND	0.02	10 以上
クロム (mg/kg)	56.0	49.4	—
強熱減量 (%)	11.3	—	—
乾燥減量(水分) (%)	46.9	23.2	—
色相	黒褐色	黒色	—
性状	土	シルト混じり砂	—

資料：「平成 20 年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」（埼玉県環境部水環境課）
「底質の暫定除去基準について」（環境省）

(2) 苦情の状況

幸手市における水質汚濁に関する苦情件数は 7 件で、苦情全体の約 12%を占めている（表 5.2.1-7 及び図 5.2.1-3 参照）。

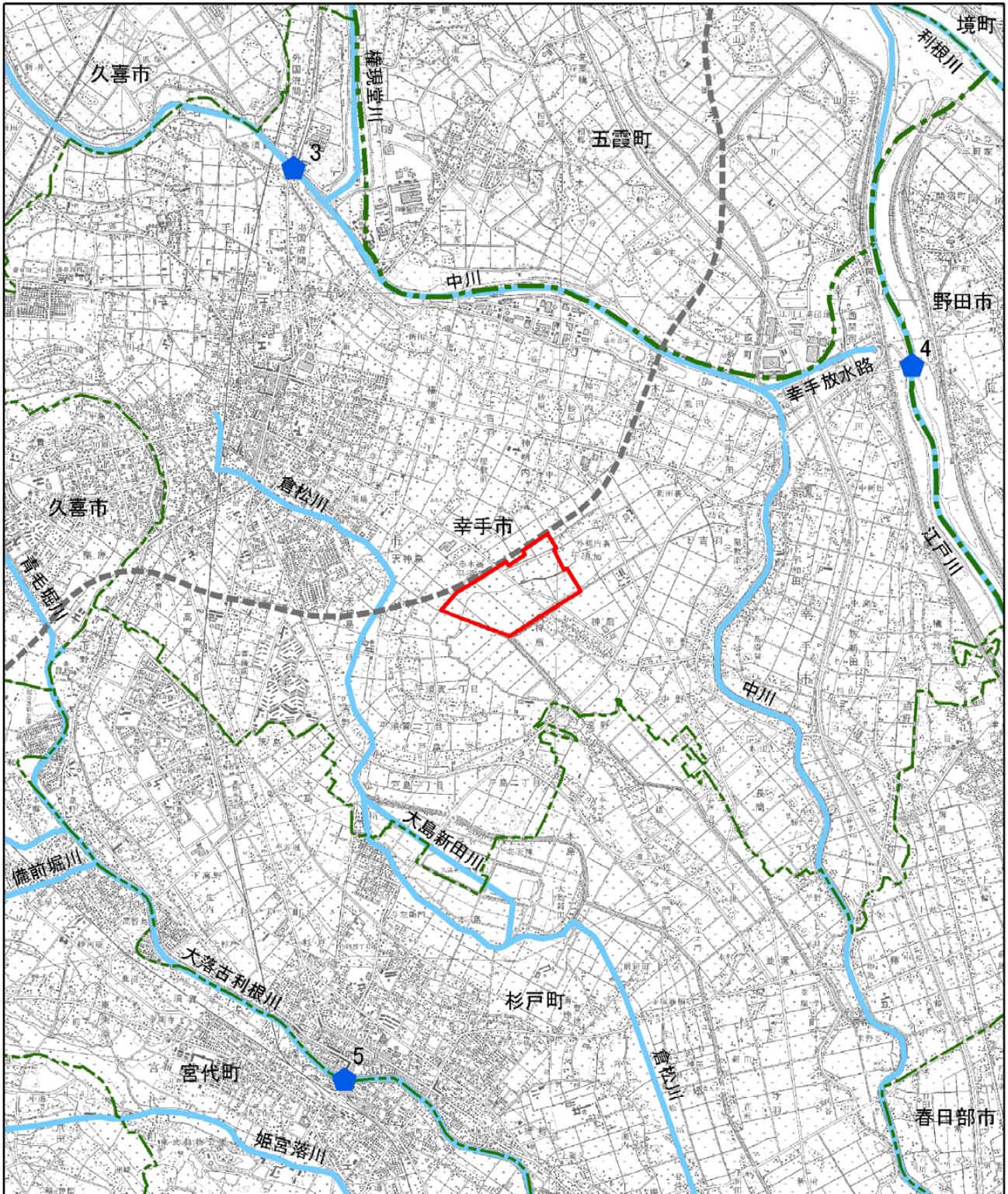


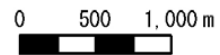
図 5.2.2-1 水質・底質測定地点

凡例

- 計画地
- 県境界
- 各市町村の行政界
- 圏央道(計画)
- ◆ 水質・底質測定地点
- 河川・水路

資料：「平成20年度公共用水域及び地下水の水質測定結果」
(埼玉県環境部水環境課)

1:50,000



3) 水象

(1) 水象の状況

計画地周辺は利根川水系に属し、主な河川として、利根川、江戸川、中川、大落古利根川、計画地近傍を流れる倉松川のほか、水路として浅堀、神扇落、地蔵院落など（図 5.1.3-1 参照）が存在する。

(2) 苦情の状況

幸手市における水質汚濁に関する苦情件数は 7 件で、苦情全体の約 12%を占めている（表 5.2.1-7 及び図 5.2.1-3 参照）。